



人権教育・啓発に関する

知立市行動計画

【2018-2029】（改定版）

概要版



2018（平成30）年3月策定
（2025（令和7）年3月改定）

知立市

計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景

人権とは？

人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。「世界人権宣言」や「日本国憲法」でも人権の保障について言及されています。これまで、国内外ではさまざまな人権に関する施策が進められてきました。しかしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる不当な差別や偏見がみられます。

本市でも、人権に関する課題について、行政と市民がより一体となって取り組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会を実現するため、2018（平成30）年に「人権教育・啓発に関する知立市行動計画2018-2027」を策定し、さまざまな施策を行ってきました。このたび、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題への対応や国や愛知県の方針と合わせ、本市の状況、市民意識調査結果等を踏まえた見直しを行いました。

2 計画の期間

本来の計画の期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間とし、随時施策の評価・検証を行い、社会情勢の変化や市の状況を踏まえて、5年を目途に見直しを検討する予定となっていました。国の方針や愛知県の「あいち人権推進プラン」の策定に合わせ、2024（令和6）年度に中間見直しを行い、2025（令和7）年度からを後期計画として2029（令和11）年度までの計画としました。

3 計画の基本目標

知立市まちづくり基本条例第3条の「まちづくりの基本理念」に基づき、基本目標を以下のように設定し、人権教育・啓発に取組みます。

互いの人権を尊重し、
思いやりの心を育むまちづくり



人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。一方、地域は最も身近な社会集団であり、さまざまな人との交流を通じて人権感覚を育む場でもあります。

社会変化や市民のニーズを踏まえて家庭や地域における人権教育・啓発を行うとともに、その担い手となる指導者の確保と養成することが求められます。

- 施策 1 家庭における教育力などの向上
- 施策 2 地域社会における人権尊重の環境づくり
- 施策 3 学習機会の充実
- 施策 4 指導者の養成

2 学校などにおける人権教育の推進

学校、幼稚園、保育園等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。

教育活動を通じて、時代の流れを踏まえた人権教育を進めるとともに、より効果的な教育とするための指導者の資質の向上、家庭・地域社会・行政等との連携が求められます。

- 施策 1 教育活動全体を通じた人権尊重の教育の充実
- 施策 2 教職員、保育士の指導力の向上
- 施策 3 家庭、地域社会、行政との連携強化

3 職場における人権教育・啓発の推進

行政が適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを提供するためには、市職員一人ひとりが人権課題についての認識を持ち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。また、企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに資する責務があります。

市職員の人権意識の高揚を図る人権教育・啓発を強化するとともに、企業等事業所でも人権に配慮した職場環境の整備が求められます。また、市民への人権意識啓発において、官民が協働した施策に取り組むことも必要です。

- 施策 1 市役所などにおける人権教育・啓発の充実
- 施策 2 企業等事業所への啓発の推進
- 施策 3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進



重要課題への対応

1 部落差別

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が日常生活の上でさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の重大な人権問題です。近年ではインターネット上での誹謗・中傷や、「えせ同和行為」問題等、新たな課題を認識した対応が求められます。

部落差別に対する誤った認識や偏見をなくしていくために、今後もさまざまな機会・手段を活用して啓発活動を行うとともに、部落差別に関する相談に迅速な対応ができる体制整備が求められます。

- 施策 1 部落差別・人権に関する啓発活動の推進
- 施策 2 学校・家庭・地域での部落差別・人権教育の推進
- 施策 3 隣保館の有効活用
- 施策 4 えせ同和行為の排除の推進
- 施策 5 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

2 女性

性別にかかわらず、個人が一人ひとり尊重される社会の実現が求められます。近年では男女平等の意識が定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面や性別による固定的な役割分担意識も依然としてみられます。

また女性を取り巻く社会状況の変化により女性の直面する問題は多様化・複雑化しています。

今後も男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりや、女性に対する暴力の根絶と被害者支援、さまざまな困難を抱える女性への支援、男女がともに活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

- 施策 1 男女共同参画や男女平等の意識づくり
- 施策 2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援
- 施策 3 仕事と家庭生活の調和のための支援
- 施策 4 女性の社会参画の促進
- 施策 5 さまざまな困難を抱える女性への支援の充実
- 施策 6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

3 子ども

近年、世帯の小規模化や家族形態の多様化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等により、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化しています。こうした社会変化も影響し、児童虐待や育児放棄、いじめ等の子どもの人権侵害が社会問題となっています。

子どもが知立市で安心して健やかに成長できるよう、子どもの人権に関する意識啓発や、いじめや虐待等の人権侵害への対策、さまざまな家庭環境に応じた子育て支援を進めていくことが求められます。

- 施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり
- 施策2 いじめの防止・相談等の充実
- 施策3 児童虐待防止の推進
- 施策4 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 施策5 地域ぐるみの子育ての充実
- 施策6 きめ細やかな対応を必要とする子どもへの支援
- 施策7 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

4 高齢者

我が国の高齢化がいっそう進行する中で、認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が増えることにより家族介護の負担は非常に重くなっています。こうしたことから、高齢者に対する虐待や介護放棄などが社会問題となっています。

いくつになっても地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権に対する意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともに、できる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援や環境整備が求められています。

- 施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 高齢者の権利擁護、虐待防止の推進
- 施策3 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援
- 施策4 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援
- 施策5 高齢者にやさしいまちづくり
- 施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

5 障がい者

障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できるノーマライゼーション社会の実現が求められる中で、障がいのある人の理解促進が必要となっています。

障がいのある人が基本的人権を持つ個人として尊重されて生活できるよう、障がいへの理解を促進する意識啓発や、障がいの特性を踏まえた権利擁護や虐待防止施策、障がいのある人の自立や生きがいがいづくりにつながる社会参加支援が求められます。

- 施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 障がい者の権利擁護、虐待防止の推進
- 施策3 合理的配慮の推進
- 施策4 障がい者の自立と生きがいがいづくりへの支援
- 施策5 障がい者にやさしいまちづくり
- 施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実



6 外国人

国際化の進展により訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加するなか、人種や民族、国籍にかかわらず、互いを尊重しあう多文化共生社会を築いていくことが求められます。

人種や民族、国籍による差別・偏見をなくすための意識啓発や、お互いの文化や生活習慣、価値観を理解するための交流活動の推進、また、外国人市民が暮らしやすいまちとなるための情報提供や相談支援の充実が求められます。

- 施策1 外国人の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 外国人との交流機会の拡充
- 施策3 外国人が暮らしやすいまちづくり
- 施策4 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

7 感染症患者等

HIV 感染症、ハンセン病などウイルスや菌などを原因とする病気を感染症といいます。

感染症に対する誤った認識から差別的な対応がなされないよう、正しい認識を促すための教育や啓発を行うとともに、感染症患者等が尊厳を持って生きられるような社会参加の支援や相談体制の整備が求められます。

- 施策1 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり
- 施策2 感染症患者などの自立と社会参加への支援
- 施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実



8 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性別違和の人々や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人々のことをいいます。正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウトできない、といった社会生活における支障がみられます。

国や県、先進自治体の取組みなどを参考にしながら、市民の性的マイノリティに対する認識を高める施策に取り組むとともに、相談支援体制を整備していくことが求められます。

- 施策1 性的マイノリティの正しい理解の促進
- 施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

9 インターネットによる人権侵害

情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。

市民一人ひとりがインターネットの利便性と危険性を理解する啓発を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制の整備が求められます。

- 施策1 インターネットによる人権侵害の防止対策
- 施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

10 さまざまな人権をめぐる問題

以下のようなさまざまな人権に関する課題についても、対策が求められています。

- | | |
|---|----------|
| ● 個人情報の保護 | ● アイヌの人々 |
| ● 刑を終えて出所した人 | ● 犯罪被害者 |
| ● 北朝鮮当局による拉致被害者 | ● 複合差別 |
| ● その他（ホームレスなどに対する偏見や差別、人身取引（トラフィッキング）、各種ハラスメント、災害に伴う人権侵害など） | |

- 施策1 さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及
- 施策2 個人情報保護の意識啓発及び体制強化
- 施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

1 基本的な姿勢

市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、多様な人権問題を解決、解消していくためには、広い視野に立って取組みを進めることが大切です。

行政だけでなく教育機関や企業等事業所、地域で活動する団体やボランティア等と連携し、それぞれが人権問題についての正しい認識を持つことが求められます。また、さまざまな機会・手段を通じて、人権教育・啓発を行う必要があります。

こうしたことから、市においては、個別の人権課題について関係機関等と連携しながら、人権尊重の社会を実現するための諸施策を進めます。

2 推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、知立市人権施策推進本部を中心とした全庁的な取組みを進めます。

また、人権に関する施策が広範な取組みとして展開されるよう、国・県・近隣自治体をはじめとした関係機関などとも緊密に連携・協力しながら推進します。

3 継続的な取組み

人権問題は、社会の複雑化・多様化や情報化、高度化などその時々の流れの中で変化し、さまざまな形で新たに問題が発生する可能性があります。時代のニーズにあった施策の実施に努め、継続的な取組みを進めます。

そのため、本計画に掲げた内容については、知立市人権施策推進本部のもと実施計画を策定し、進捗状況を把握し、適切な進行管理や結果の公表を行います。

「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」

発行年月 2018（平成30）年3月
（2025（令和7）年3月改定）

発 行 知立市企画部協働推進課

〒472-8666

愛知県知立市広見3丁目1番地

TEL 0566-83-1111（代表）

